平成二十二年六月定例会の概要

平成二十二年六月定例会は、六月十一日に開会し、二十九日まで十九日間の会期で開きました。

定例会初日の十一日には、市長提出の議案の上程、説明が行われました。

十四日から十七日には、十六名の議員の一般質問を行い、一般質問終了後、市長提出の議案に対する質疑を行い、引き続き各議案の委員会付託を行いました。

十七日、二十一日から二十二日及び二十四日には、各常任委員会、予算審査特別委員会を開き、付託された議案等の審査を行いました。

最終日の二十九日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受けて、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は二議案を可決し、委員会提出議案の「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の二分の一復元と制度堅持を求める意見書について」「教育予算を拡充し、三十人以下学級の実現を求める意見書について」を可決しました。また、議員提出議案の「島原市旅費支給条例等の一部を改正する条例」を否決し、「島原市有明町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」は継続審査といたしました。

また、島原市教育委員会委員の任命について井上莞爾氏に同意し、島原市固定資産評価員について本多敏治氏に同意しました。

全国市議会議長会永年勤続議員表彰

去る5月26日、東京で開催された第86回全国市議会議長会定期総会において、島田一徳議員が、勤続15年以上の永年勤続議員として表彰され、6月11日の本会議の冒頭、表彰状の伝達が行われました。

島田　一徳　議員

議会ひとくちメモ(23)

○一事不再議とは

同一会期中に一度議決された事件については、再び議決をしないとの議事運営のことをいいます。これを一般的に、一事不再議の原則といいます。

議会運営上慣習的に形成されたもので、自治法上に明文の規定はありませんが、会議規則は、「議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない」と明文化しています。

一事不再議の原則の存在理由は、同一会期内に同一事件について何度も議決することは議事の非効率を招くとともに、審議の都度異なる意思が存在する結果を生ずることにもなり、議事整理と議会意思の権威上好ましくないためです。

一事不再議の原則の例外とされる場合は、事情の変更、長が行う再議及び委員会への再付託があります。

一事不再議の認定権者は議会、あるいは委員会ですが、この認定を誤ると長の再議の事由となる場合もあります。

島原市議会は有線テレビFMラジオで中継されています。

カボチャテレビ・ひまわりてれびFMしまばら（88・4メガヘルツ）

会期日程

六月

十一日(金)　本会議　議案上程、説明
十二日(土)
十三日(日)
十四日(月)　本会議　一般質問（五名）
十五日(火)　本会議　一般質問（五名）
十六日(水)　本会議　一般質問（四名）
十七日(木)　本会議　一般質問（二名）
議案質疑、委員会付託
十八日(金)　委員会　付託案件審査（総務委員会）
十九日(土)
二十日(日)
二十一日(月)　委員会　付託案件審査（産業建設委員会）
二十二日(火)　委員会　付託案件審査（教育厚生委員会）
二十三日(水)　休　会　議事整理
二十四日(木)　委員会　付託案件審査（予算審査特別委員会）
二十五日(金)　休　会　議事整理
二十六日(土)
二十七日(日)
二十八日(月)　休　会　議事整理
二十九日(火)　本会議　委員会審査報告、表決